

みんなに知ってほしい

高校生への2つの支援

返還不要の支援です。それぞれ申込みが必要です。

① 高等学校等就学支援金

国の授業料支援のしくみです。

 年収約910万円未満の世帯が対象

学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

 申込みは、学校へ **入学時の4月**など手続きが必要な時期に学校から案内があります。

② 高校生等奨学給付金

教科書費・教材費など、
授業料以外の教育費支援のしくみです。

 生活保護世帯、年収約270万円未満（住民税所得割非課税）の世帯が対象

学校種：高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科（特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります）

 申込みは、学校またはお住まいの都道府県へ
毎年7月頃に手続きが必要です。詳しくは学校またはお住まいの都道府県にお問合せください。

都道府県の
お問合せ先



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

 **新入生**は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。

都道府県によって実施状況が異なります。

参考：保護者等の年収目安と支給額（令和5年度）

両方利用できます！				
保護者等の年収目安	約270万円未満	約270～590万円	約590～910万円	約910万円以上
①高等学校等就学支援金	国公立：約12万円			
	私立：約40万円		私立：約12万円	
②高校生等奨学給付金	約3～15万円			

「学びたい」をあきらめないで。

家計急変した高校生への支援

離職、倒産等による減収などで家計が急変した世帯の方は、国やお住いの都道府県の支援が受けられます。

それぞれ申込みが必要です。

① 高等学校等就学支援金 家計急変支援制度

国の授業料支援のしくみです。
※令和5年4月から実施

 **家計急変事由**（負傷・疾病で就労困難、自己の責めに帰することのできない理由での離職等）が発生し、世帯年収が約590万円未満相当まで減少した世帯が対象

学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

 **お問合せ・申込みは、学校へ**
※家計急変支援リーフレットもご参照ください。

文科省
家計急変支援
制度サイト



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html

② 高校生等奨学給付金

教科書費・教材費など、
授業料以外の教育費支援のしくみです。

 **年収約270万円未満相当**（住民税所得割非課税相当）になった世帯が対象

学校種：高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科（特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります）

 **お問合せ・申込みは、学校またはお住まいの都道府県へ**

都道府県の
お問合せ先



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

③ 授業料軽減

都道府県独自の授業料支援のしくみです。

 **お住いの都道府県が定める要件に該当する方が対象**
※都道府県によって実施状況が異なります。

学校種：高等学校のほか、各都道府県が定める学校種が対象

 **お問合せ・申込みは、学校またはお住まいの都道府県へ**

都道府県の
お問合せ先



公立
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_01240.html

私立
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_01241.html